公債管理ﾀﾞｲｼﾞｪｽﾄ 2012

H24.2　鹿児島県総務部財政課

公債管理の基本方針

○　臨時財政対策債等を除く本県独自に発行する県債については，新規の発行を抑制することにより，県債残高を継続的に減少させることによって，将来的には公債費負担を軽減していく必要

○　臨時財政対策債等を除く本県独自に発行する県債残高を 1.1 兆円程度に抑制するよう努める

（出典：「行財政運営戦略（案）」）

１．県債残高・公債費抑制への取り組み

（１）県債残高の抑制等

▼　新たに策定する「行財政運営戦略（案）」に基づき，メリハリをつけた社会資本の整備を推進することなどにより，県独自に発行する県債の残高を着実に減少

▼　普通建設事業費等の規模

H22 決算:1,717 億円 → H23 ③月補正:1,632 億円 → H24 当初:1,594 億円

＜県債発行額及び県債残高等の推移＞　（単位：億円）

区分＼年度	H22（決算）	うち臨時財政対策債等を除く	H23（3月補正後）	うち臨時財政対策債等を除く	H24（当初）	うち臨時財政対策債等を除く
元金償還額 A	1,149	1,050	1,151	1,049	1,143	1,021
新規の県債発行額 B	1,372	716	1,162	600	1,276	695
県債残高への影響額 C=B-A	223	△ 334	11	△ 449	133	△ 326
年度末残高	16,538	13,614	16,549	13,165	16,682	12,839

※　「臨時財政対策債等」‥ 臨時財政対策債と H19 以降発行した減収補填債
「臨時財政対策債」‥‥ 地方交付税の振替として各地方公共団体が発行することとされている地方債であり，後年度 100%交付税措置される
「減収補填債」‥‥ 地方財政制度上，地方税の急激な減収に伴う財源不足額に対応するため，各地方公共団体が発行することとされている地方債であり，原則後年度 75%交付税措置される

（２）公的資金の補償金免除繰上償還の実施

H22：3.3 億円（金利 6.5 %以上），H23：該当なし（金利 6.0 %以上 6.5 %未満），
H24（当初）：4.1 億円（金利 5.0 %以上 6.0 %未満）　合計：7.4 億円

（３）県債の加重平均利率の低下（H20:1.63%→ H21:1.58%→ H22:1.52%）

２．安定的な資金の調達等

（１）資金調達手段の多様化の推進
（２）全国型市場公募地方債の積極的な活用
（３）積極的なＩＲ活動の実施
（４）市場公募地方債の元金満期一括償還に備えた基金積立て

１．県債残高等の抑制への取り組み

（１）県債（新規発行分）の推移

○ 新規の県債発行額を抑制

・平成 24 年度においては，臨時財政対策債の発行が増加するとともに，国の経済対策により造成された基金がなくなったこと等により，平成 23 年度に比べ県債発行額は増加

・しかしながら，引き続き新規の県債発行については，抑制基調を維持

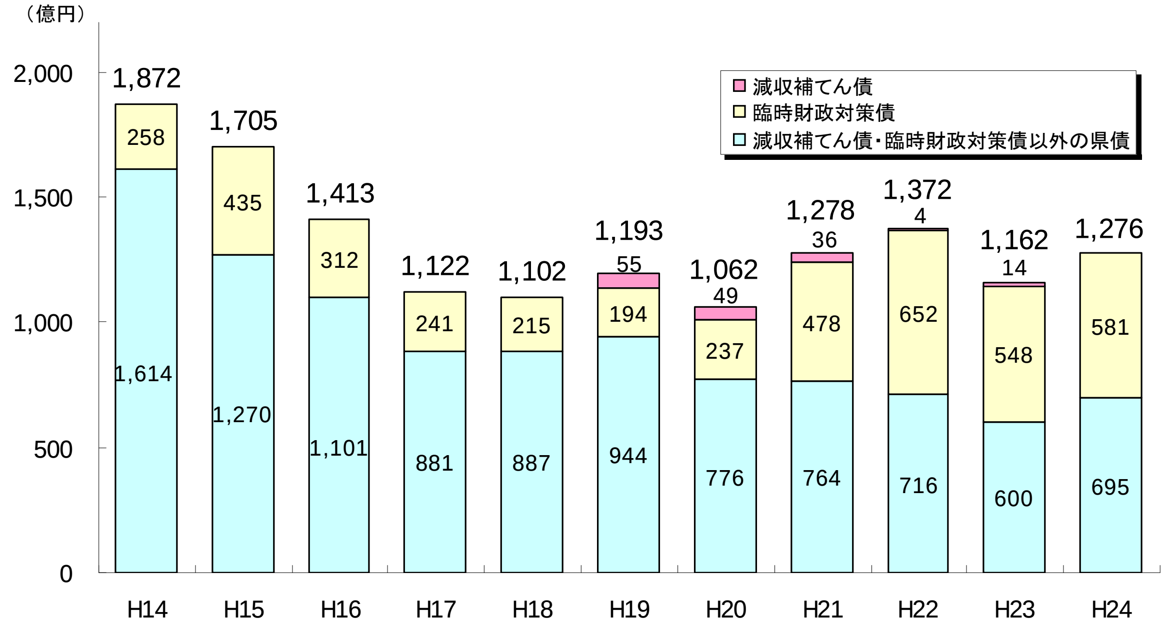

※１　H22 までは決算額（借換債相当分を除く），H23 は 3 月補正後予算，H24 は当初予算ベース（一般会計）

※２　予算ベースでの県債発行額は，予算上の事業が後年度へ繰り越される可能性があるため，決算額と異なる場合がある

（２）公債費の推移

○ 新規の県債発行抑制　→　将来の公債費負担を抑制

ただし，公債費は，当面，高水準で推移

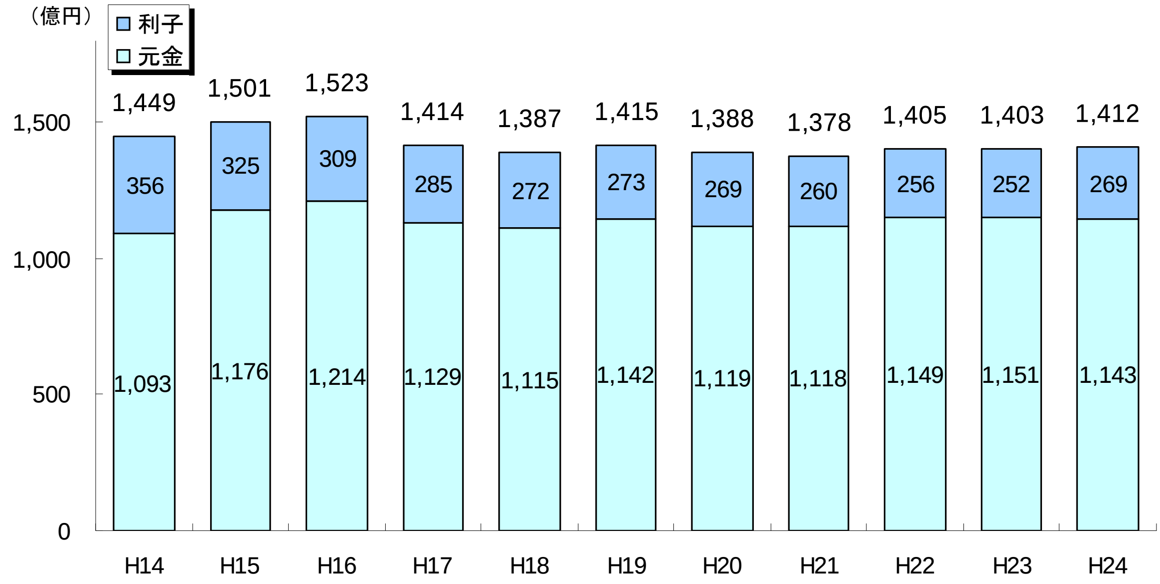

※　H22 までは決算額（借換債相当分を除く），H23 は 3 月補正後予算，H24 は当初予算ベース（一般会計）

（「公債費」…地方公共団体が借り入れた地方債の毎年度の元利償還（返済）金，一時借入金利子及び満期一括償還方式の県債に係る償還財源積立金の合計）

（３）県債残高の状況

○ 臨時財政対策債等を除く平成24年度末の県債残高
→　326億円減少見込（9 年連続減少）

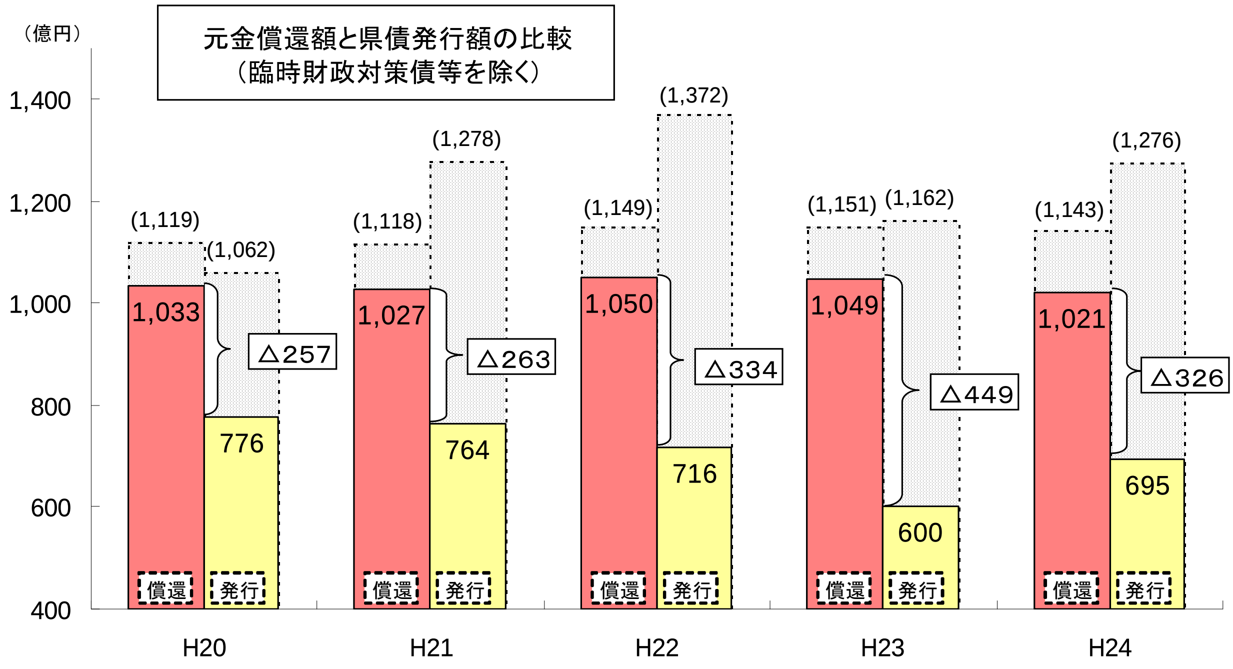

※１　H22 までは決算，H23 は 3 月補正後予算，H24 は当初予算ベース（一般会計）
※２　（　　）は，臨時財政対策債等を含んだ元金償還額と県債発行額

県債発行－元金償還＜0の場合，県債残高は減少

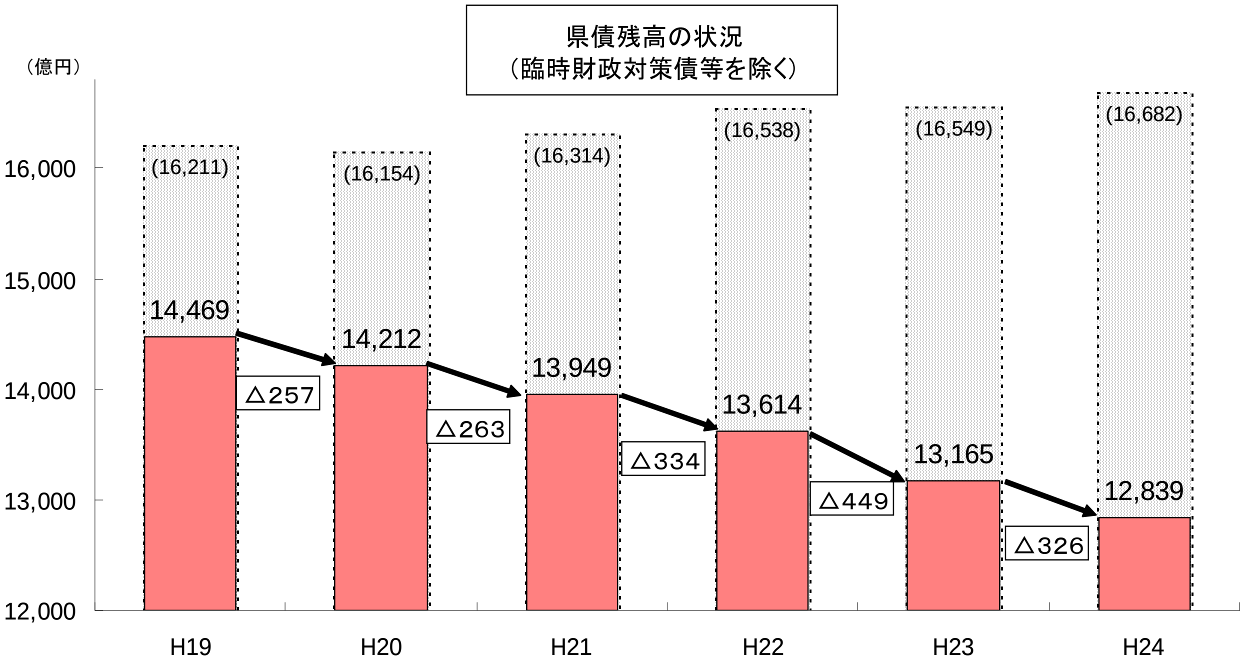

※１　H22 までは決算，H23 は 3 月補正後予算，H24 は当初予算ベース（一般会計）
※２　［　　　］は，対前年度増減額
※３　（　　）は，臨時財政対策債等を含んだ県債残高
※４　四捨五入の関係で，算定上の計算と一致しない箇所がある

＜参考＞

県債残高の推移
（決算ベース）

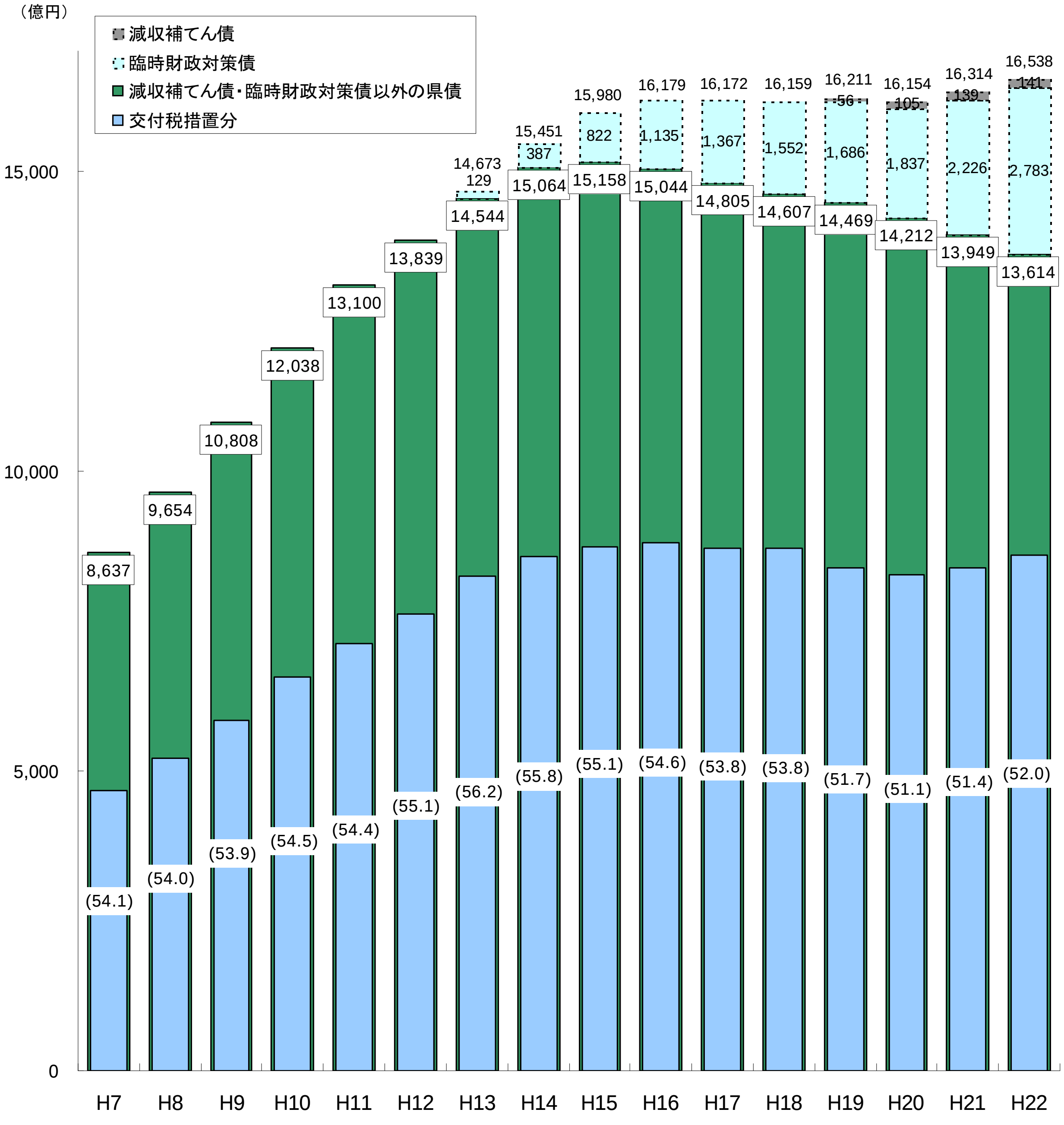

※１　一般会計に係る県債残高の推移（決算ベース）

※２　（　　）は，県債残高（全体）に対する交付税措置率〔単位：％〕（H13 ～ H16 は，NTT 債の影響を除く）

（４）公的資金の補償金免除繰上償還

○ 公債費抑制のため，高利の公的資金の補償金免除繰上償還を実施

平成 22 ～ 24 年度に実施される公的資金の補償金免除繰上償還の制度を活用

▼　金利５％以上の公的資金（旧資金運用部資金，旧簡易生命保険資金，旧公営企業金融公庫資金）が繰上償還の対象

＜本県において対象となる県債（旧簡易生命保険資金のみ）＞

金　　利	償還時期	繰上償還額	利子軽減額
金利 6.5 ％以上	平成 23 年 3 月	3.3 億円	△ 52 百万円
金利 6.0 ％以上 6.5 ％未満	該当なし	―	―
金利 5.0 ％以上 6.0 ％未満	平成 25 年 3 月	4.1 億円	△ 42 百万円
計	―	7.4 億円	△ 94 百万円

※　金利 5.0%以上 6.0 ％未満の利子軽減額については，一部を金利 1.0 ％に借り換えた場合の試算額

＜参考＞ 平成 22 年度以降の公的資金補償金免除繰上償還について（総務省資料より）

１．対象となる地方債　1 兆 1,400 億円
　○旧資金運用部資金　6,200 億円以内
　○旧簡易生命保険資金　2,000 億円以内
　○旧公営企業金融公庫資金　3,200 億円以内

２．期間
　平成 22 年度から平成 24 年度まで

３．計画策定と承認
　行政の簡素化及び効率化を内容とする財政健全化計画を策定・提出し，国による承認が必要。

４．各財政指標による条件

対象資金	要件（以下いずれかに該当する団体）
金利５％以上	・実質公債費比率が 18 ％以上 ・将来負担比率が全国平均の 1.2 倍以上
〃　６％以上	・実質公債費比率が 15 ％以上 ・将来負担比率が全国平均の 1.0 倍以上
〃　７％以上	・経常収支比率が 85 ％以上 ・財政力指数が 0.5 以下 ・経常収支比率 80 ％以上かつ財政力指数 0.55 以下

※本県の将来負担比率⑳　272.6 ＞ 263.2（全国平均 219.3 × 1.2）

２．安定的な資金の調達等

（１）県債資金調達の現状

○ 各資金の特色を踏まえたバランスのよい資金調達を実施

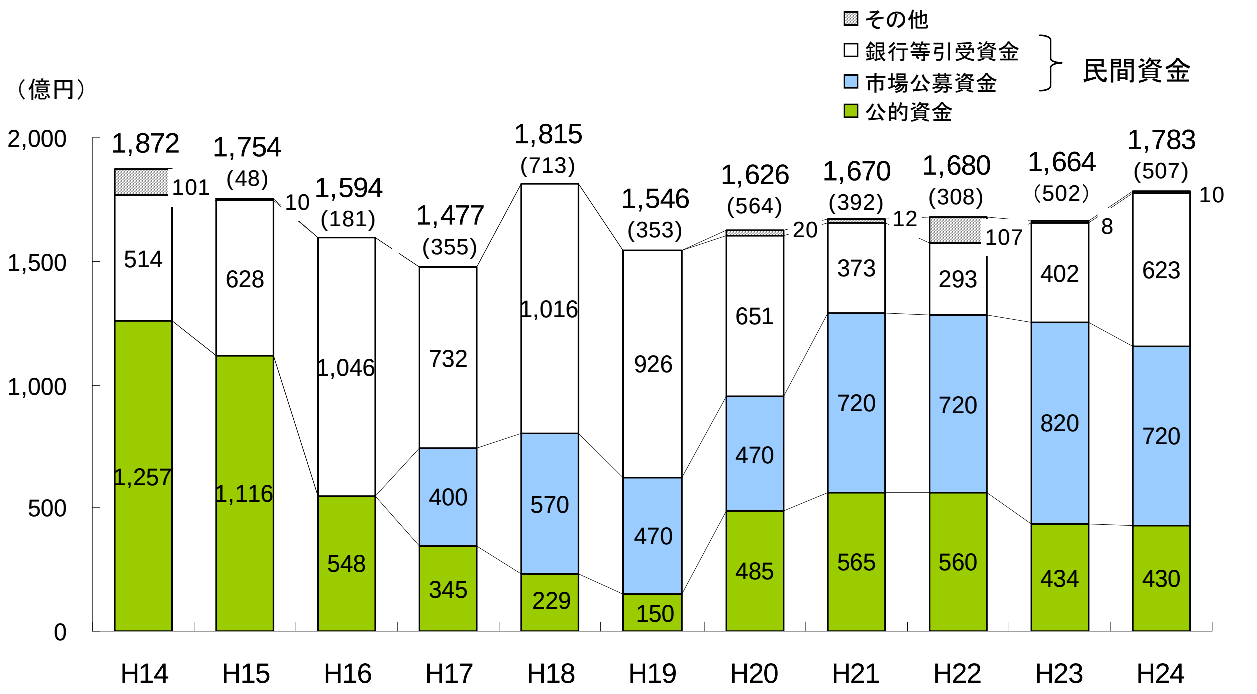

※１　H22 までは決算額，H23，H24 は現時点の見込み額（H16までは一般会計，H17からは公債管理特別会計分を含む）
※２　（　）は借換債発行額で内数

（２）県債資金調達の考え方

① 発行時期の平準化と機動的な借入
② 発行年限の多様化
③ 機関投資家等への積極的なIRの実施

▼　発行時期の平準化と機動的な借入

→　年間を通じた資金需要の動向を勘案しながら，市場公募債の活用などにより，発行時期の平準化を図る。

→　金利動向やキャッシュフローの状況を見極めた機動的な資金調達（銀行等引受資金）により，公債費負担の軽減を図る。

▼　発行年限の多様化

→　債券の需給動向，投資家ニーズ等を踏まえつつ，金利コストや金利変動リスクを勘案しながら，適切な年限構成により資金調達を行う。

▼　積極的なＩＲの実施

→　県政刷新大綱に基づく行財政構造改革の着実な成果等を機関投資家へ十分説明することにより，本県地方債に対する信認の維持・向上を図る。

（３）資金調達手段の多様化

○ 公的資金の減等に柔軟に対応するため，市場公募地方債を積極的に活用

市場公募地方債の発行額の推移

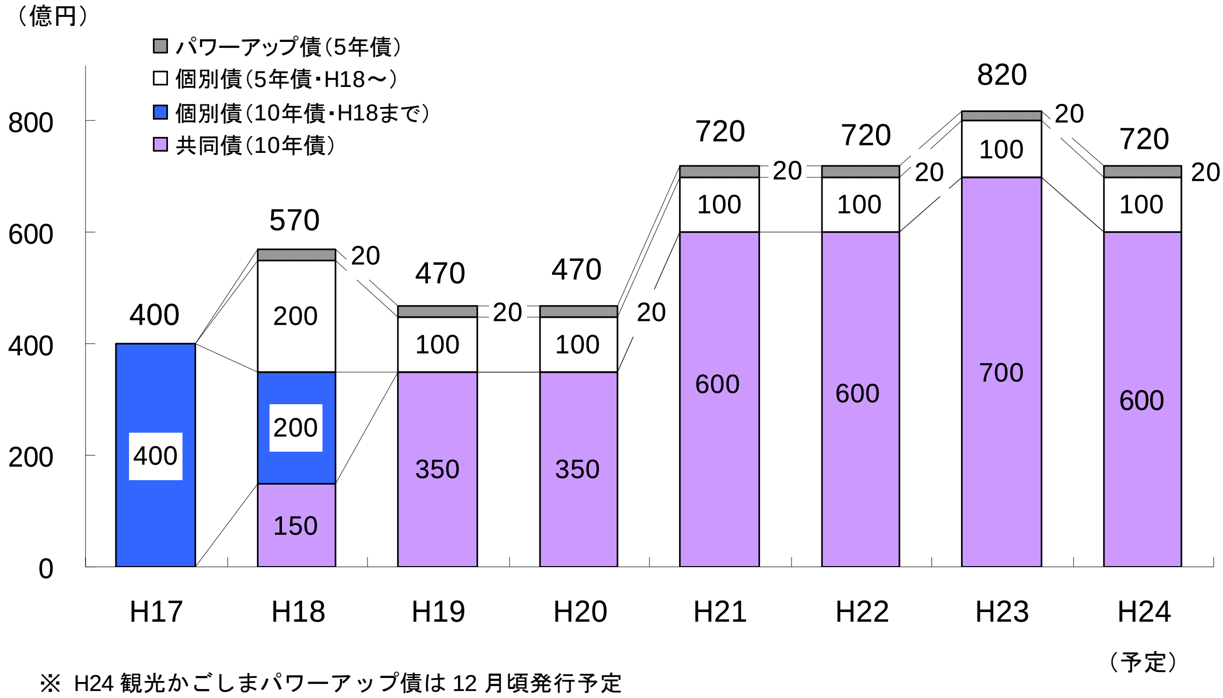

※ H24 観光かごしまパワーアップ債は 12 月頃発行予定

＜参考＞ 地方債資金の区分

地方債資金（国内資金）
- ＜公的資金＞
  - ＜政府資金＞
    - 財政融資資金
  - 地方公共団体金融機構(※)資金
  - （特定資金 ―― 国の予算及び政府関係機関等の貸付金）
- 民間等資金
  - 市場公募資金
    - 全国型市場公募地方債
      - 個別発行分
      - 共同発行分
    - 住民参加型市場公募地方債
  - 銀行等引受資金

※公営企業金融公庫の業務をH20.10に引き継いだ地方公営企業等金融機構を改組（H21.6）

＜参考＞ 各資金の特色

区　　分			発行方式	発行年限	償還方法	利率の設定	対象事業
公的資金	財政融資資金		証書	5～30年 超長期（20 年~）が中心	元利均等	選択 ①固定金利方式 ②利率見直し方式（5 年又は10 年ごと）	公共事業，公営住宅，災害復旧，教育施設等，臨時財政対策債，その他
公的資金	地方公共団体金融機構資金		証書	5～30年 超長期（20 年~）が中心	元利均等	選択 ①固定金利方式 ②利率見直し方式（10 年ごと）	公共事業，公営住宅，教育・福祉施設等，一般単独，病院・介護サービス，臨時財政対策債，その他
民間等資金	市場公募資金	全国型市場公募地方債	証券	5年又は10年が中心 （一部で超長期20年又は30年等）	満期一括	固定金利方式	地方公共団体の任意（償還期間によっては借換が必要となる場合がある。）
民間等資金	市場公募資金	住民参加型市場公募地方債	証券	5年等の中期が中心	満期一括	固定金利方式	
民間等資金	銀行等引受資金		証券 証書	10年が中心	元金均等 満期一括等	地方公共団体の任意	

※　地方債のあらまし（地方債制度研究会編）等を基に加筆修正

（４）県債残高の状況（借入先別，利率別）

○ 公的資金の補償金免除繰上償還の実施や近年の金利低下の影響等により，加重平均利率が低下
⑳1.63% → ㉑1.58% → ㉒1.52%

借入先別県債残高の状況

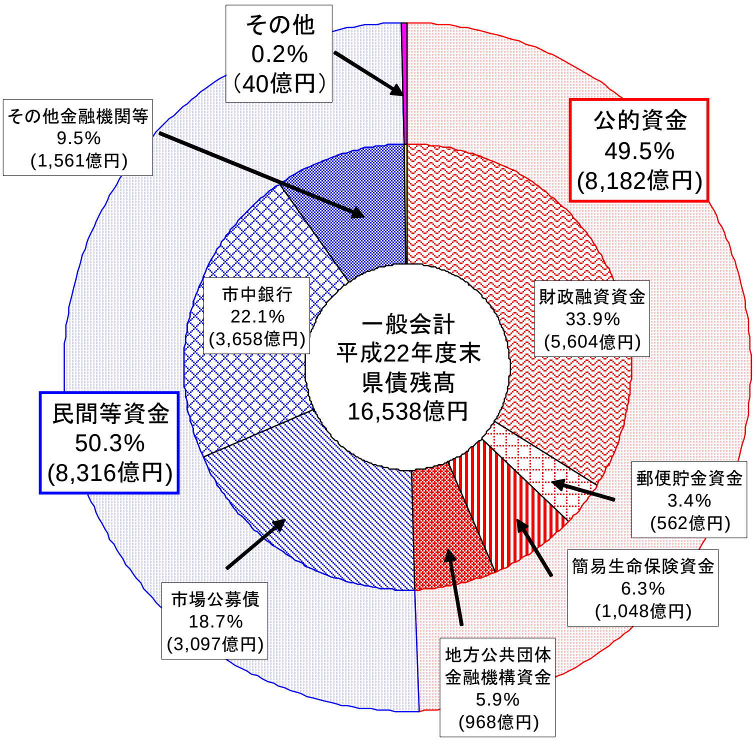

利率別県債残高の状況

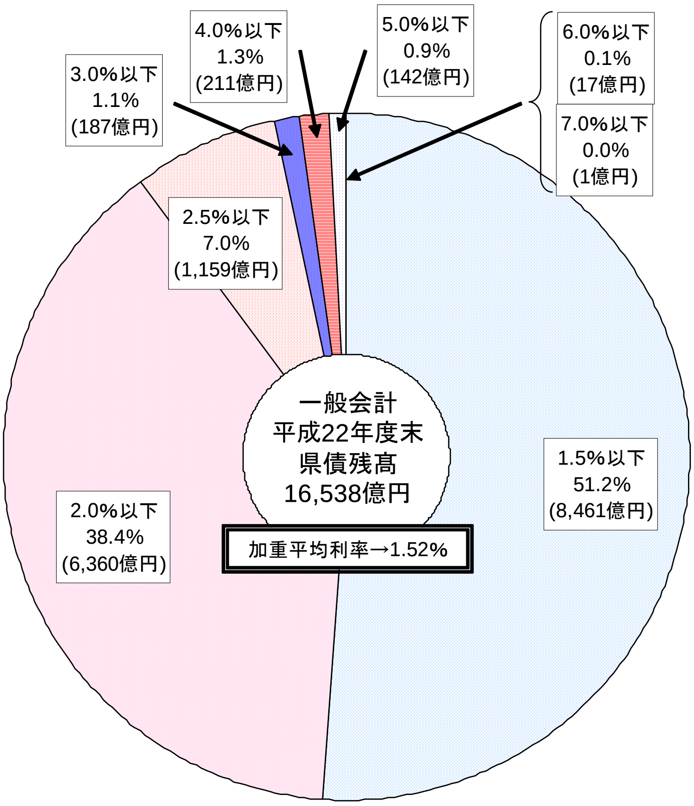

（５）満期一括償還に備えた基金積立

○ 市場公募地方債（満期一括償還方式）の償還財源として，毎年度，ルールどおりに基金積立を実施
（㉒91.6億円，㉓116.6億円，㉔137.8億円）

▼　市場公募地方債の満期一括償還に備えた基金積立

（単位：億円）

区分	発行額		積　立　分				償還分		合計
		うち新発	H18～H21	H22	H23	H24	H23	H24	
H17債	400	400	53.2	13.3	13.3	13.3	―	―	93.1
H18債	570	570	61.5	21.5	20.5	20.5	△ 36.6	―	87.4
H19債	470	470	31.2	15.6	15.6	15.6	―	△ 20.0	58.0
H20債	470	470	15.7	15.7	15.7	15.7	―	―	62.8
H21債	720	720	―	25.5	25.5	25.5	―	―	76.5
H22債	720	720	―	―	26.0	26.0	―	―	52.0
H23債	820	637	―	―	―	21.2	―	―	21.2
合計	4,170	3,987	161.6	91.6	116.6	137.8	△ 36.6	△ 20.0	451.0

※　H23 年度は H18 債（5 年債）を，H24 年度は H19 債（5 年債）を一部償還

＜参考＞　発行額300億円（許可年限30年）と仮定した場合
（毎年度10億円ずつ積立，２回借換）

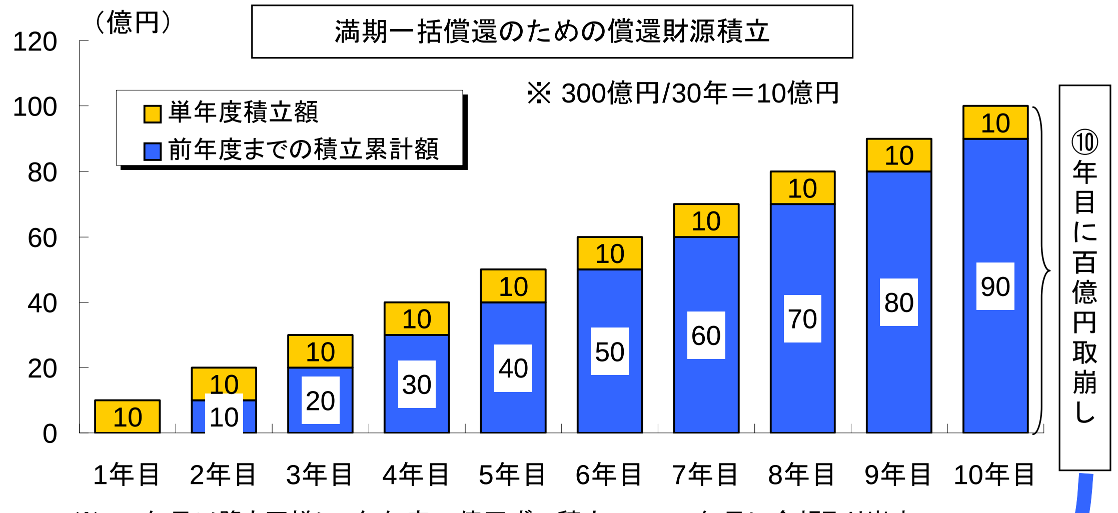

※　11年目以降も同様に，毎年度10億円ずつ積立てて，10年目に全額取り崩す。

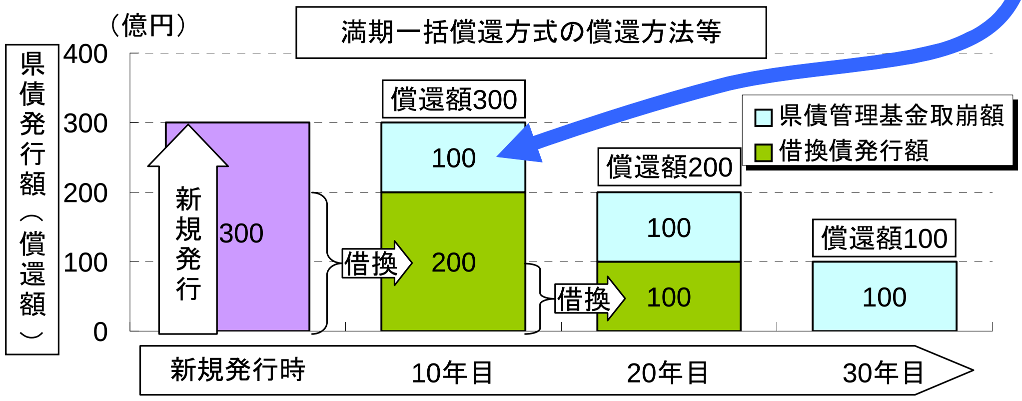

（６）県債（地方債）の償還確実性（安全性）

○ 地方債の元利金は，以下の仕組みのもと確実に償還され，BIS規制(※)におけるリスクウェイト０％

※　BIS 規制…国際業務を行う銀行の自己資本比率に関する国際統一基準（BIS：国際決済銀行（Bank for International Settlements））

１　地方債の元利償還に要する財源の確保

▼　自らの課税権に基づいて地方税収入を確保

▼　地方財政計画の歳出に公債費（地方債の元利償還金）を計上

▼　公債費を含めた歳出総額と歳入総額が均衡するよう地方交付税の総額を確保

▼　地方交付税の算定において，標準的な財政需要額（基準財政需要額）に地方債の元利償還金の一部を算入

⇨ **地方債の元利償還に必要な財源を国が確保**

２　早期是正措置としての起債許可制度

▼　実質公債費比率が 18 %以上の地方公共団体に対する起債制限
【本県の H22 実質公債費比率は，１６．４％】

▼　実質赤字額が一定以上である地方公共団体に対する起債制限

都道府県の場合，実質赤字額が標準財政規模の 2.5 %以上
【本県の場合は，実質赤字額なし】

⇨ **地方債協議制度においては，地方債の信用維持等のため，「実質公債費比率」又は「実質赤字額」が一定水準以上となった地方公共団体は，地方債の発行に許可を要すること等の早期是正措置を講じている**

3　財政の早期健全化，財政の再生

▼　財政指標の公表による情報開示の徹底（地方公共団体の財政の健全化に関する法律）

◎ 22 年度決算において，すべての指標（実質赤字比率，連結実質赤字比率，実質公債費比率，将来負担比率）が早期健全化基準を下回る水準

	早期健全化基準	財政再生基準	22 年度決算	備　考
実質赤字比率 ・一般会計等の実質赤字の比率	3.75%	5%	—	実質赤字額がないことから，比率が算定されないため，「－」と記載
連結実質赤字比率 ・すべての会計の実質赤字の比率	8.75%	15%※	—	連結実質赤字額がないことから，比率が算定されないため，「－」と記載
実質公債費比率 ・公債費及び公債費に準じた経費の比重を示す比率	25%	35%	16.4%	⑱ 15.2%，⑲ 14.7% ⑳ 15.3%，㉑ 16.0%
将来負担比率 ・地方債残高のほか一般会計等が将来負担すべき実質的な負債を捉えた比率	400%		242.4%	⑲ 269.6% ⑳ 272.6% ㉑ 266.0%

※ 23 年度決算以降の基準。20 ～ 22 年度決算は経過的基準（25%→ 25%→ 20%）が定められている。

＜参考＞　「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の概要について

健全段階

○指標の整備と情報開示の徹底

・フロー指標：
実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率

・ストック指標：
将来負担比率＝公社・三セク等を含めた実質的負債による指標

→監査委員の審査に付し議会に報告し公表

財政の早期健全化

○自主的な改善努力による財政健全化

・財政健全化計画の策定（議会の議決）、外部監査の要求の義務付け

・実施状況を毎年度議会に報告し公表

・早期健全化が著しく困難と認められるときは、総務大臣又は知事が必要な勧告

財政の再生

○国等の関与による確実な再生

・財政再生計画の策定（議会の議決）、外部監査の要求の義務付け

・財政再生計画は、総務大臣に協議し、同意を求めることができる

【同意無】
・災害復旧事業等を除き、地方債の起債を制限

【同意有】
・収支不足額を振り替えるため、償還年限が計画期間内である地方債（再生振替特例債）の起債可

・財政運営が計画に適合しないと認められる場合等においては予算の変更等を勧告

公営企業の経営の健全化

（健全財政）←→（財政悪化）

早期健全化基準　　財政再生基準

＜参考＞　行財政改革の着実な推進・継続について

H17.3 月「県政刷新大綱」策定

- ■　県政を支える行財政基盤を立て直し，持続可能なものとするための，今後の県政運営の基本方針
- ■　概ね 10 年程度の中長期的な視点に立って，あるべき行財政構造の姿やその実現に向けた改革の方向性を示したもの

- ○　県政刷新大綱において示した「あるべき歳出構造」に対し，人件費，普通建設事業費等，一般政策経費については目標を達成
- ○　県政刷新大綱策定時にあった▲ 451 億円の財源不足額を解消
- ○　将来にわたって持続可能な行財政構造を維持・構築するために，H23 中に新たな行財政運営の指針を策定

H24.3 月「行財政運営戦略（案)」策定（予定）

- ■　引き続き行財政改革を推進するため，今後における行財政改革の方向性を示すもの
- ■　平成 24 年度当初予算編成作業を含め，平成 24 年度以降，本指針に基づき行財政改革の取組を推進

＜参考＞ 行財政運営戦略（案）（抄）

Ⅳ　行財政改革の取組

1　歳出面での取組

(3)　公債費

県債により調達された財源を充当して整備された社会資本については，長期にわたり，県民がその便益を受けることになることから，県債の償還期間に合わせて，世代間で公債費を負担すべきであるが，その負担が各年度の財政収支を圧迫することになると，その他の行政サービスの提供に支障が生じるおそれもある。

本県においては，現在，１兆6,000億円を超える県債残高を有し，公債費も標準財政規模が類似する団体と比べ200億円程度多い状況にある。

こうした現状を踏まえ，臨時財政対策債等を除く本県独自に発行する県債については，新規の発行を抑制することにより，県債残高を継続的に減少させることによって，将来的には本県の公債費負担を軽減していく必要がある。

このため，臨時財政対策債等を除く本県独自に発行する県債残高を1.1兆円程度に抑制するよう努めることとする。